

I. 総括

1 沿革

昭和 19 年 10 月	千葉県保健相談所、簡易保険健康相談所、社会保険健康相談所を統合し市川市真間町 4 丁目に開設された。管内(市川市、船橋市、行徳町、南行徳町、浦安町、大柏村、鎌ヶ谷村)
昭和 26 年 9 月	船橋保健所が開設されたことに伴い、船橋市及び鎌ヶ谷村が船橋保健所に移管された。
昭和 27 年 7 月	市川市八幡町 5-652 に新設移転した。
昭和 42 年 6 月	野犬等捕獲抑留に関する事務が東葛飾地区ドッグセンター(現動物愛護センター東葛飾支所)に移管された。
昭和 44 年 12 月	市川市南八幡 5-11-22 に庁舎を新築した。 (市川市の所有地 2,527.60 m ² を借地し、鉄筋コンクリート 3 階建建築延面積 1,158.60 m ²)
昭和 45 年 4 月	食品衛生監視及び指導を円滑に推進するため食品衛生監視機動班が設置され、市川、船橋、松戸、柏及び野田保健所管内の監視、指導にあたった。
昭和 49 年 4 月	環境衛生課が新設された。
昭和 54 年 4 月	検査課が新設された。
平成 04 年 4 月	食品衛生課内の食品衛生監視機動班が廃止され、食品広域監視班が新設され、市川、松戸保健所管内の監視・指導にあたった。
平成 09 年 4 月	地域保健法施行にともない、総務課を除いてすべて班体制にし、新たに企画調整班を新設して、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として整備された。 なお、食品広域監視班の監視区域が変更になり、市川・船橋・習志野保健所管内を担当することになった。
平成 12 年 4 月	食品衛生班及び環境衛生班が廃止・統合され、生活衛生課が新設された。 なお、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、検査班が課制となり、それぞれ地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課が設置された。
平成 13 年 4 月	習志野保健所検査課及び船橋保健所検査課が廃止され、検査業務が市川保健所検査課に統合された。
平成 15 年 4 月	東葛飾南部で統合された検査業務が見直され、習志野保健所に検査課が設置された。 (船橋保健所は、平成 15 年船橋市保健所となる。)
平成 16 年 4 月	東葛飾支庁社会福祉課と統合され、名称が「市川健康福祉センター(市川保健所)」となった。 また、センター長は保健所長を兼務、副センター長は保健所次長を兼務することになった。組織も改編し、総務企画課(前総務課・企画調整班)、地域保健福祉課(前地域指導課・支庁社会福祉課の一部)、精神保健福祉課、健康生活支援課(前生活衛生課・疾病対策課・検査課)の 4 課体制となった。 なお、食品広域監視班は、習志野健康福祉センターに移設され、当センターの業務を兼務することになった。
平成 16 年 6 月	配偶者暴力支援センターを併設し、DV相談業務が開始された。

- 平成 17 年 4 月 精神保健福祉課が地域保健福祉課に、また健康生活支援課の検査部門が総務企画課に編入された。
- 平成 20 年 4 月 総務企画課の検査部門が習志野健康福祉センター（習志野保健所）検査課に統合された。食品広域監視班の名称が食品機動監視班に変更になった。
- 平成 25 年 2 月 庁舎の耐震改修工事に伴い、仮事務所へ移転した。（市川市市川南 1-1-1 I-link タウンいちかわザ・タワーズイースト 103）
- 平成 25 年 4 月 組織改正に伴い、副センター長（兼保健所次長）が 3 名となった。また、総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課の 5 課体制となった。
- 平成 25 年 10 月 庁舎の耐震改修工事終了に伴い、仮事務所から庁舎へ移転した。（市川市南八幡 5-11-22）

管内市町村の変遷

- 昭和 24 年 11 月 大柏村が市川市に合併した。
- 昭和 30 年 3 月 行徳町が市川市に合併した。
- 昭和 31 年 10 月 南行徳町が市川市に合併した。
- 昭和 56 年 4 月 浦安町が市政施行し、現在の管内は、市川市、浦安市の 2 市である。

表 1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	三 好 清 夫	昭和 19. 10. 3～19. 10. 31	15代	服 部 隆 男	平成 6. 4. 1 ～ 7. 3. 31
2代	村 田 四 郎	昭和 19. 10. 31～20. 1. 12	16代	今 留 淳	平成 7. 4. 1 ～ 9. 3. 31
3代	陳 神 伝	昭和 20. 1. 12～20. 11. 16	17代	井 上 孝 夫	平成 9. 4. 1 ～ 11. 3. 31
4代	大 石 巖	昭和 20. 11. 17～26. 7. 15	18代	安 藤 由 記 男	平成 11. 4. 1 ～ 16. 3. 31
5代	北 原 圭 三	昭和 26. 7. 16～30. 3. 31	19代	渡 邊 義 郎	平成 16. 4. 1 ～ 20. 3. 31
6代	高 塚 太 吉	昭和 30. 4. 1 ～ 36. 4. 30	20代	児 玉 賀 洋 子	平成 20. 4. 1 ～ 22. 3. 31
7代	内 田 早 苗	昭和 36. 5. 1 ～ 39. 3. 31	21代	久 保 秀 一	平成 22. 4. 1 ～ 25. 3. 31
8代	坂 口 孝 友 郎	昭和 39. 4. 1 ～ 48. 3. 31	22代	江 口 弘 久	平成 25. 4. 1 ～ 27. 3. 31
9代	沖 山 鐸 三 郎	昭和 48. 4. 1 ～ 55. 3. 31	23代	佐 久 間 文 明	平成 27. 4. 1 ～ 28. 3. 31
10代	稲 田 正 實	昭和 55. 4. 1 ～ 58. 3. 31	24代	児 玉 賀 洋 子	平成 28. 4. 1 ～ 30. 3. 31
11代	藤 本 辰 一	昭和 58. 4. 1 ～ 60. 3. 31	25代	坂 本 泰 啓	平成 30. 4. 1～令和 2. 3. 31
12代	村 上 泰 邦	昭和 60. 4. 1 ～ 61. 3. 31	26代	野 田 秀 平	令和 2. 4. 1 ～ 3. 3. 31
13代	今 関 治 邦	昭和 61. 4. 1 ～ 平成 2. 3. 31	27代	佐 久 間 文 明	令和 3. 4. 1 ～ 4. 3. 31
14代	山 田 裕 巳	平成 2. 4. 1 ～ 5. 12. 31	28代	影 山 育 子	令和 4. 4. 1 ～
事務取扱	服 部 隆 男	平成 6. 1. 1 ～ 6. 3. 31			

2 概 要

当保健所は市川市及び浦安市の2市を管轄している。千葉県北西部に位置し、江戸川を境に東京都と隣接するため、郊外住宅都市として高層住宅の増加と共に人口の転出入の多い地域である。

一方、湾岸部埋立て地には企業の進出が図られ、京葉工業地帯の一端を担っている。近年は大型リゾートを核とした大規模ホテル群が整備され、東京に最も近いリゾート地として、令和4年度では国内外から年間2,200万人を超える観光客が訪れている（東京ディズニーリゾート 令和4年千葉県観光入込調査報告書）。

このような状況の中、保健医療に対する関心が高い住民のニーズに対応するため、当保健所では保健衛生及び食品・環境衛生の行政を推進するにあたり、市や関係機関、関係団体と連携を強化し、地域の公衆衛生の向上に努めている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

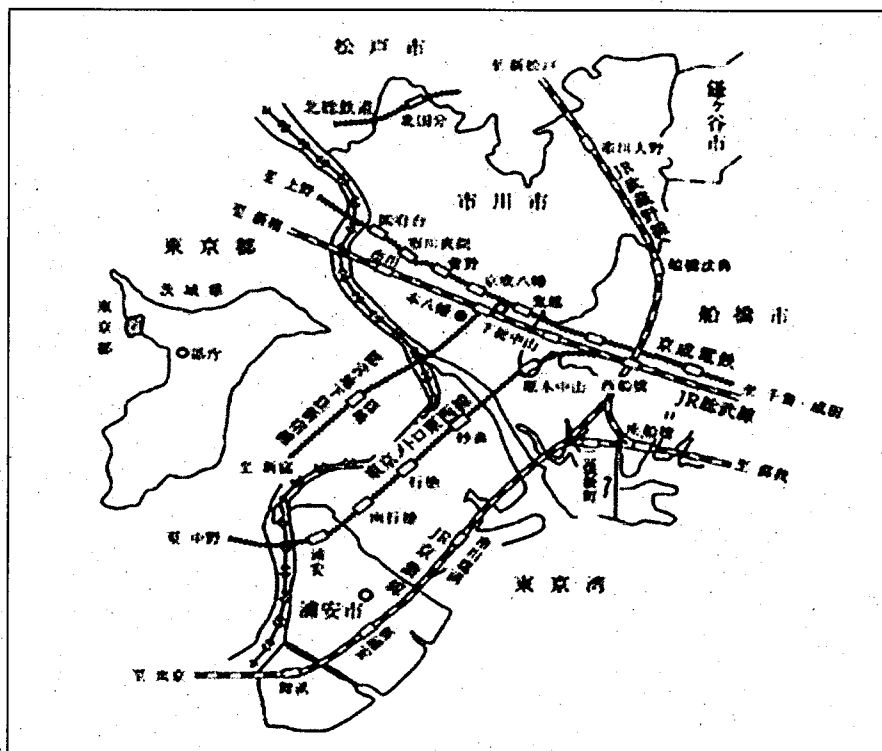
表3-(1) 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	332,500	669,022	8,950.13	74.75
市 川 市	249,520	497,394	8,657.86	57.45
浦 安 市	82,980	171,628	9,920.69	17.30
県 総 数	2,868,701	6,273,530	1,216.57	5,156.72

出典：(人口) 令和5年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和5年10月1日現在 全国都道府県市区町村別面積調

図3-(1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表3-(2)-アのとおりで令和5年4月1日現在の年齢3区分によると、0歳～14歳までの年少人口の割合は11.6%、15歳～64歳までの生産年齢人口は67.7%、65歳以上の老年人口は20.7%である。年々管内の年少人口は減少し、老年人口は増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいるといえる。

管内の令和5年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3-(2)のとおりである。

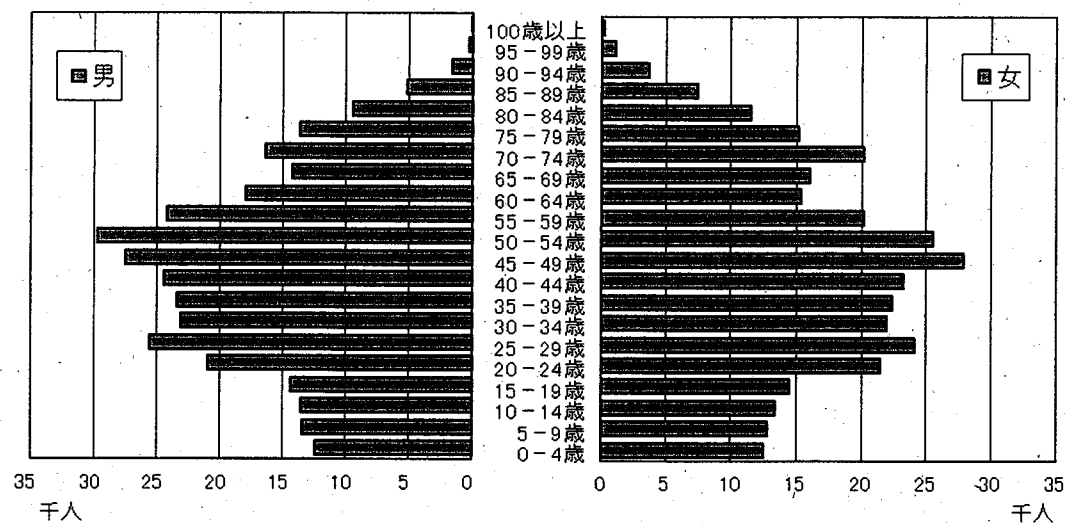
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	20	630,854	88,147	(14.0)	453,492	(71.9)	89,215	(14.1)	—	
	25	630,528	85,354	(13.5)	435,078	(69.0)	110,096	(17.5)	—	
	30	654,619	82,017	(12.5)	442,435	(67.6)	130,167	(19.9)	—	
	R3	662,246	79,232	(12.0)	447,400	(67.6)	135,614	(20.5)	—	
	R4	660,804	77,987	(11.8)	446,152	(67.5)	136,665	(20.7)	—	
	R5	662,895	76,933	(11.6)	448,618	(67.7)	137,344	(20.7)	—	
市川市	20	470,823	61,995	(13.2)	336,484	(71.5)	72,344	(15.4)	—	
	25	468,373	59,996	(12.8)	320,771	(68.5)	87,606	(18.7)	—	
	30	485,767	58,877	(12.1)	325,157	(66.9)	101,733	(20.9)	—	
	R3	492,283	57,745	(11.7)	329,359	(66.9)	105,179	(21.4)	—	
	R4	491,545	57,097	(11.6)	328,732	(66.9)	105,716	(21.5)	—	
	R5	492,489	56,470	(11.5)	330,047	(67.0)	105,972	(21.5)	—	
浦安市	20	160,031	26,152	(16.3)	117,008	(73.1)	16,871	(10.5)	—	
	25	162,155	25,358	(15.6)	114,307	(70.5)	22,490	(13.9)	—	
	30	168,852	23,140	(13.7)	117,278	(69.5)	28,434	(16.8)	—	
	R3	169,963	21,487	(12.6)	118,041	(69.5)	30,435	(17.9)	—	
	R4	169,259	20,890	(12.3)	117,420	(69.4)	30,949	(18.3)	—	
	R5	170,406	20,463	(12.0)	118,571	(69.6)	31,372	(18.4)	—	
県総数	20	6,199,089	833,409	(13.4)	4,184,741	(67.5)	1,180,939	(19.1)	—	
	25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	—	
	30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	—	
	R3	6,319,128	747,204	(11.8)	3,846,179	(60.9)	1,725,745	(27.3)	—	
	R4	6,305,476	736,282	(11.7)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	—	
	R5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	—	

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（令和5年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和5年4月1日現在）

表3- (2) -イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位:人)

年齢 区分	総数	年少人口					生産年齢人口										老年人口									
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～				
管内 総数	662,895	24,342	26,214	26,377	28,444	41,966	50,155	45,283	45,136	46,580	53,303	57,248	46,102	34,401	29,080	34,945	30,143	22,203	13,420	5,754	1,576	223				
男	331,671	12,373	13,474	13,552	14,355	20,972	25,578	23,123	23,447	24,405	27,527	29,725	24,287	17,905	14,281	16,445	13,639	9,449	5,144	1,663	302	25				
女	331,224	11,969	12,740	12,825	14,089	20,994	24,577	22,160	21,689	22,175	25,776	27,523	21,815	16,496	14,799	18,500	16,504	12,754	8,276	4,091	1,274	198				
市川市 総数	492,489	18,441	19,181	18,848	19,753	28,681	36,849	34,808	34,086	34,927	39,606	41,899	33,608	25,830	22,105	26,386	23,173	17,393	10,779	4,676	1,270	190				
男	248,885	9,394	9,820	9,709	10,069	14,731	19,284	18,177	18,024	18,717	20,868	22,062	17,801	13,465	11,021	12,444	10,372	7,279	4,046	1,340	239	23				
女	243,604	9,047	9,361	9,139	9,684	13,950	17,565	16,631	16,062	16,210	18,738	19,837	15,807	12,365	11,084	13,942	12,801	10,114	6,733	3,336	1,031	167				
浦安市 総数	170,406	5,901	7,033	7,529	8,691	13,285	13,306	10,475	11,050	11,653	13,697	15,349	12,494	8,571	6,975	8,559	6,970	4,810	2,641	1,078	306	33				
男	82,786	2,979	3,654	3,843	4,286	6,241	6,294	4,946	5,423	5,688	6,659	7,663	6,486	4,440	3,260	4,001	3,267	2,170	1,098	323	63	2				
女	87,620	2,922	3,379	3,686	4,405	7,044	7,012	5,529	5,627	5,965	7,038	7,686	6,008	4,131	3,715	4,558	3,703	2,640	1,543	755	243	31				
千葉県 総数	6,307,481	211,249	248,134	264,916	277,408	328,438	340,257	340,428	374,840	411,519	486,603	513,383	416,846	355,840	349,744	439,080	378,412	289,684	177,761	78,126	21,675	3,138				
男	3,140,211	108,208	127,403	136,223	142,367	169,003	176,678	177,459	194,822	213,294	252,837	266,457	215,664	181,132	172,257	208,624	172,302	127,114	69,946	23,646	4,413	362				
女	3,167,270	103,041	120,731	128,693	135,041	159,435	163,579	162,969	180,018	198,225	233,766	246,926	201,182	174,708	177,487	230,456	206,110	162,570	107,815	54,480	17,262	2,776				

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口 (令和5年4月1日現在)

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和5年4月1日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		第1月・第2月 第4金曜日 第1金曜日※	13:30～15:30	予約制 ※浦安市健康センターで実施
DV相談		<電話相談> 月～金曜日 <面接相談> 金曜日	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-1199 面接相談は予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		月～金曜日	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-8854
HIV 相談・検査 肝炎ウイルス 検査 (B型・C型)	即日検査	第1・3木曜日	13:30～14:00	予約制
	夜間検査	偶数月 第3木曜日	17:15～17:45	予約制
腸内細菌検査		毎月2回月曜日	9:00～10:30	有料
結核管理検診・ 接触者健康診断		第1水曜日 第2・4水曜日	9:30～健診終了時 14:30～健診終了時	対象者に通知

5 各種委員会

(1) 市川健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項の規定により設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5-(1) 運営協議会委員名簿 (令和6年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
市川市長	田 中 甲
浦安市長	内 田 悦 嗣
市川市医師会会長	伊 藤 勝 仁
浦安市医師会会長	上 田 建
市川市歯科医師会会長	吉 田 英 介
浦安市薬剤師会会長	後 藤 亘
東京ベイ・浦安市川医療センター管理者	神 山 潤
国立国際医療研究センター国府台病院院長	青 柳 信 嘉
千葉県看護協会市川地区部会長	菅 原 聡 美
市川市福祉公社理事長	大 西 純 子
浦安市社会福祉協議会会長	宇田川 勝 久
千葉県議会議員	赤 間 正 明
千葉県議会議員	浅 野 ふみ子
千葉県議会議員	プ リ ティ 長 嶋
千葉県議会議員	坂 下 しげき
千葉県議会議員	守 屋 貴 子
千葉県議会議員	田 中 幸太郎
千葉県議会議員	折 本 たつのり
千葉県議会議員	宮 坂 奈 緒
和洋女子大学健康栄養学科教授	登 坂 三紀夫
市川保健所管内食品衛生協会会長	帆 刈 隆 一

(2) 市川保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

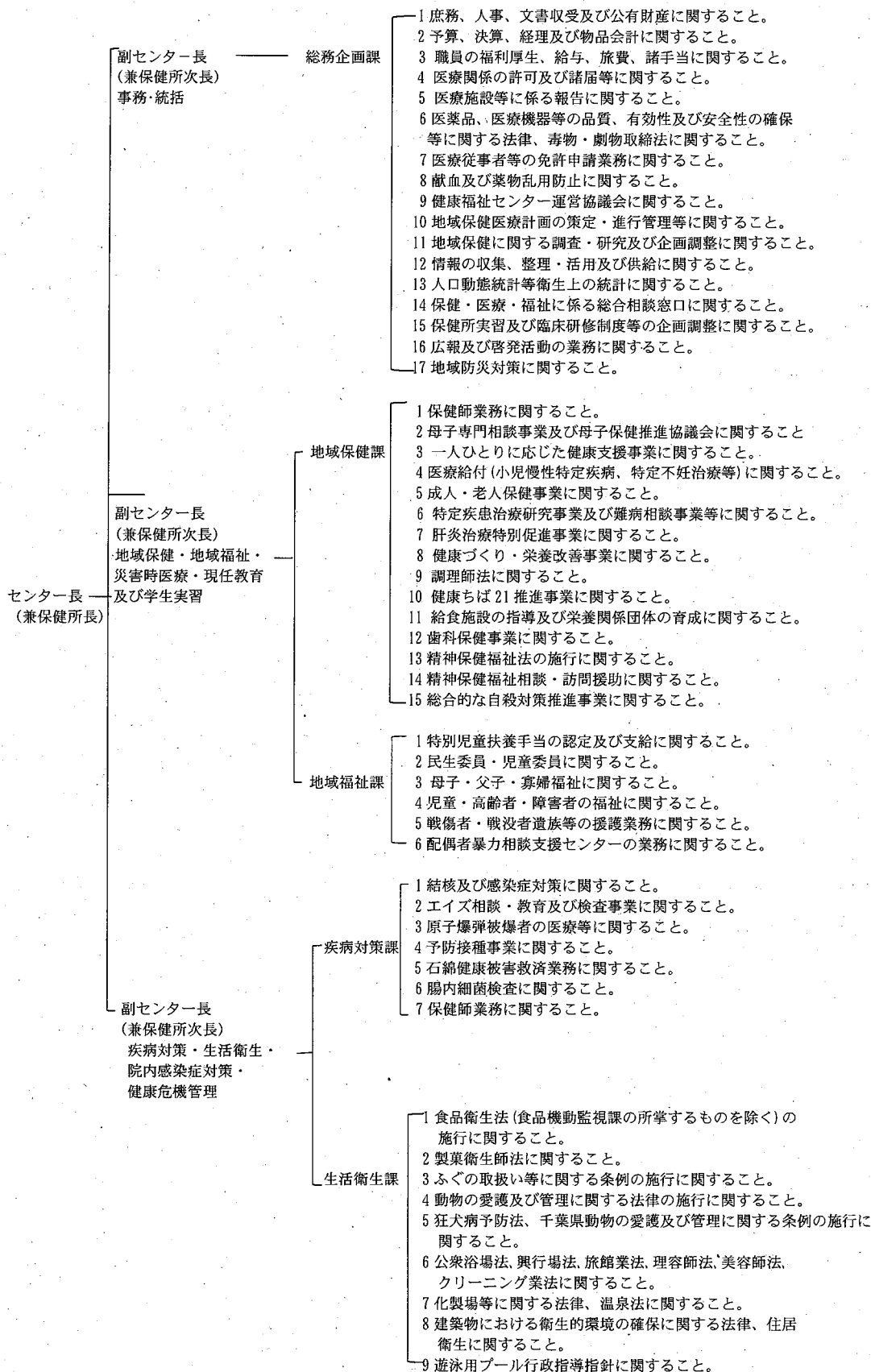
法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表 5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和 6 年 3 月 31 日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
山口医院 院長	山口 隆
国際医療福祉大学市川病院 結核・感染症治療部長 国際医療福祉大学 病院教授	増山 英則
大塚医院 院長	大塚 智博
東京ベイ・浦安市川医療センター 感染症内科	横田 和久
小笠原司法書士事務所 代表	小笠原 謙吾

6 機構及び事務内容

(令和5年4月1日現在)



7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和5年4月1日現在)

	所 長 【センター長】	次 長 【副センター長】	総 務 課 【企画課長】	地 域 保健課 【課長】	地 域 福祉課 【課長】	疾 病 対策課 【課長】	生 活 衛生課 【課長】	計
合計	1	3	【1】9	【1】13	【1】7 (2)	【1】26 (8)	【1】24 (11)	※76 (14)
医師	1							1
事務		1	【1】5	2	【1】5	4		17
薬剤師		1	3				6 (1)	10 (1)
獣医師							【1】5 (1)	5 (1)
保健師		1		【1】6		【1】12		19
診療放射線技師						1 (1)		1 (1)
臨床検査技師						7 (7)	10 (7)	※10 (7)
管理栄養士			1	2			3 (2)	6 (2)
精神保健福祉士				3				3
その他の技術職員					2 (2)	2		4 (2)
食品衛生監視員 《再掲》	1	1					10	12
環境衛生監視員 《再掲》	1	1					17 (4)	19 (4)

(注)

・技術職員の内訳は、主たる職種とする。また、兼務職員の内数は（ ）に、課長の職種は【 】に再掲とした。

・再任用職員・育休任期付職員を含む。

※ 疾病対策課、生活衛生課の臨床検査技師は両課を兼務している者もいるため、合計した値とはなっていない。